

令和8年度 就学援助の申請について（お知らせ）

大木町では、経済的理由により給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払にお困りの方に、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助を希望される方は、下記のとおり申請を行ってください。

なお、就学援助の申請は、毎年度必要です。令和7年度の援助を受けていた方で、引き続き援助を希望される方も申請を行ってください。

1. 対象者

大木町に住所があり、令和8年4月に大木町立小中学校に在学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する世帯

- ①生活保護が停止または廃止になった
- ②世帯全員の町民税が非課税である
- ③世帯全員の国民年金掛金が全額免除されている
- ④児童扶養手当を受給している
- ⑤保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情により、生活状態が急激に悪化した
- ⑥世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい（認定基準額以下の世帯）

2. 援助の内容

学校給食費・学用品費・通学用品費・新入学学用品費・修学旅行費・校外活動費など、就学に必要な経費の一部を国の基準に基づいて援助します。就学援助費には限度額があり、かかった経費の全額を支給するものではありませんのでご了承ください。

3. 申請方法

申請期間	令和8年3月2日（月）～4月30日（木） ・4月から認定を希望される方は、申請期間中に申請してください。 ・上記の期間以降も随時申請を受け付けますが、年度途中から認定になった方は、認定月からの支給になります。
申請先	・通学先の小中学校または大木町教育委員会 こども未来課 学校教育係
申請に必要なもの	・保護者本人の確認ができるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等） ・銀行などの通帳や口座番号の控え（口座振込希望の方のみ）
添付書類	・大木町以外から児童扶養手当を受給されている方は、証書の写し ・令和8年1月2日以降に大木町に転入した方がいる場合は、令和8年1月1日に住民票があった市町村発行の令和8年度所得課税証明書（令和7年の収入等が記載されたもの）を6月5日（金）までにご提出ください。
審査	・前年の収入状況で審査を行います。前年収入の有無にかかわらず、世帯全員の所得の申告が必要です。 ・未申告の場合は、審査ができず、否認定となる場合があります。 ・同じ家に住んでいる保護者の父母や兄弟等は、保護者と同一世帯とみなし、その方の所得も合算します。（単身赴任も含む）
認定結果	・認定結果は、7月上旬（所得確認等が必要な為）に送付します。